|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 行政財産使用許可申請書令和　　年　　月　　日神戸市水道事業管理者　藤原　政幸　あて　　　　　郵便番号　　　　　―　　　　　住所・所在地申請者　　ふりがな　　　　　氏名・名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者職氏名）下記物件の使用を許可くださるよう申請します。　なお、申請者は，神戸市水道局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年５月26日管理者決定）【裏面に抜粋記載】第４条第１項第３号又は第６号に掲げる者が同要綱第５条各号に掲げる事項のいずれにも該当しないことを誓約いたします。また、上記の事実の確認のため、申請者の個人情報が警察等関係機関に提供される場合があることを承諾します。

|  |  |
| --- | --- |
| １．行政財産の名称 |  |
| ２．所在・地番 |  |
| ３．種類及び数量 |  |
| ４．使　　用　　料 | ご指示のとおり |
| ５．使　用　目　的 |  |
| ６．使　用　期　間 | 令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日まで |
| ７．添　付　書　類 | □位置図　　□平面図　　□求積図　　□立面図　　□ |
| ８．申請者連絡先 | 部署　　　　　　　　　担当者電話　　　　（　　　）E-mail：　　　　　　　　 |
| ９．納付書受取先 | □　申請者住所と同じ□　その他〒　　　－　　　　　　　　　　　　　　　　　住所：　　　　　　部署名等：　　　　　　　　　　　　　　　 |
|  |
| 申請の種類 | □新規　　□更新　　□変更　　（前回許可日・許可番号：　　　 年　 月　 日　　　・　　　　　） |

 |

|  |
| --- |
| 【神戸市水道局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年５月26日管理者決定）抜粋】（暴力団等に関係するかどうかの照会）第４条　管理者は、必要があると認めるときは、平成22年５月26日付けで兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。） との間で取り交わした神戸市が行うすべての契約等からの暴力団等の排除に関する合意書に基づいて又は当該合意書の趣旨に基づいて、次に掲げる者に関して次条各号に定める事項に該当するかどうかにつき、神戸市行財政局長を通じて本部長に対し照会を行うものとする。(1) 省略(2) 省略(3) 行政財産の使用許可に関連して次に掲げる者ア　公有財産管理規程第17条に規定する使用許可申請書を管理者に提出した者イ　管理者が行政財産の使用許可を決定した場合にあっては、当該使用許可に係る使用者ウ　ア及びイに掲げるもののほか、次に掲げる者(ｱ) 行政財産の使用許可に係る手続についての事務の連絡を行う者その他の関係者(ｲ) 使用許可をした行政財産についての占有者その他の関係者(4) 省略(5) 省略(6) 前各号に掲げるもののほか、これらの者に準ずる者として管理者が認める者２　前項の照会を行う際に本部長に提出する個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）の規定に従わなければならない。第５条　前条第１項に規定する次条各号に定める事項は、次に掲げる事項とする。(1) 前条第１項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等について暴力団員が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。(2) 前条第１項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。(3) 前条第１項各号に掲げる者が、暴力団員を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。(4) 次に掲げる者のいずれかが、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団の威力を利用していること。ア　前条第１項各号に掲げる者イ　前条第１項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等の役員ウ　前条第１項各号に掲げる者に使用される者であって、相当の責任の地位にある者(5) 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。(6) 第４号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者に下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用していること。(7) 前各号に掲げるもののほか、第４号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。 |